西己	偶者	屋信	上 権 🕯	等の	郵冊	旧名	重
н.	112417	,— ,	1 11TE -	へ ソノ	-	ᅟᅳᄼᄀᄱ	

רון טור	, ₁₁ , ₁₁ ,		- 47 02 D I III										
所	建物		被相続人氏名	子) (① 持分) 割合	:)	(配偶者氏	名)		-	所在地番 (住居表示)	() (
有者	土井	也 (被相続人氏名	(2) 持分 (2) 持分	: <u>]</u>	(共有者氏	名)	持分 割合	_]	(共有者氏	:名)	持分 割合	-
居	建物		(建物の	構造) ^{※裏面《参≉}	∮1》参照				<u> </u>			年	(3)
住建	建築征	多の	(美	建築年月日)	H) >		上権が設定さ			 (6∃01-1-	の端数け1年)	年	
物の・	経過年	+数		E月 建物のうち		年 こ供されてレ					の端数は1年の端数は切捨て	m²	
内容	建物	の利	月用状況等	建物の床面			-2 Kull G.		ルド四 75			m²	PE
の配	〔存約	売期間		 	売年数〕							存続年数(©)	
存偶続者	(配作		住権が設定され 年 月	た _{目)} 日 から		期間満了日)ド 月	日 …	A 年「	6月以」 6月未清	上の端数は1年 満の端数は切捨て)	年	7
年数等権	(配偶	売期間 場者居何	引が終身の場 住権が設定され	— 易合の存続年数 た日における配値	 数〕 禺者の満年齢	(平	— 芝均余命)® _{面《参考2》参照}		・ と®のいずね がない場合に	ιか短い年とし、 は®の年数		複利現価率 ※裏面《参考3》参照	8
				年月 されておらず、				下	年 		J	0.	(9)
評		#		されてねらり、 のとした場合			. U 仁 <i>物</i> 口 · ·	ノイロが化が正計1 Щ:	中央			円	
価の	建物	勿				(⑩の相続税	評価額)		(①持分)割合)		円	
基礎、		相	I続税評価額	Į	_			× -				(円未満切捨て)	(1)
となっ		建	物が賃貸の用	月に供されてお	らず、かつ	、土地が共有	すでないもの	のとした場合	の相続	税評価額		円	(12)
る価質	土 ‡	也	:有でないも	のとした場合	の相続税	評価額 (®の相続税詞	ST LE 495		(②持分	(中)人)		円 円	(13)
額		相	続税評価額	į		(13)グノヤ日お兄が兄言		- × -	(@147)	(部合)		(円未満切捨て)	14)
〇配	偶者居·	住権	の価額								l .		
	(®¢	相続税	評価額)		⑤賃貸以外 ⑥居住建物		(1)	持分割合)				円	(15)
			円	×		$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \rightarrow$	< <u> </u>					(円未満四捨五入)	(13)
	(頂の金	額)		(頃の金額)		(注)分子又は分	年数-④経過年	·数	(⑧複	利現価率)	(配偶者居住権の)価額) 円	16
			円 一	円	×				\times 0.			(円未満四捨五入)	
〇居	住建物	の価		(16)配偶者居住	- 佐の圧妬)							円	
	(10071)	II 169E 179E p	,,,,,,,,	(砂肚 阿伯 冶)		П						П	17)
	偶者居·	 住権	円 に基づく単			円							
Спо			評価額)	(X-0-17/17/E-V	⑤賃貸以外			②のいずれ い持分割合				円	
			円	×		$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$ >	< <u> </u>					(円未満四捨五入)	18
		(18の金		(180)金額)		(⑧複利	現価率)			(敷地利用権の値		
			円	_		円 ×	0.					(円未満四捨五入)	(19)
〇居	住建物			供される土地 (⑬敷地利用								円	
			円 -	_		円						1.1	20
備	考												
(注)	土地に	は、土	上地の上に存	する権利を含み	ます。								

記載方法等

この評価明細書は、「配偶者居住権」、「居住建物(配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。)」、「配偶者居住権 に基づく敷地利用権」及び「居住建物の敷地の用に供される土地」を評価する場合に使用してください。

- 1 ⑨「賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住 権が設定されておらず、かつ、建物全てが自用であるとした場合において、建物を単独所有しているとしたときの建物の時価で す。したがって、当該建物については、財産評価基本通達第3章((家屋及び家屋の上に存する権利))の定めに基づき評価します が、同通達93((貸家の評価))の定めは適用しませんので、⑨の価額は、原則として、建物の固定資産税評価額となります。
- 2 ⑩「共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、建物 を単独所有しているとした場合の建物の時価です。したがって、当該建物については、財産評価基本通達第3章((家屋及び家屋 の上に存する権利))の定めに基づき評価しますので、被相続人の持分を乗ずる前の相続税評価額(居住建物の一部を賃貸の用に 供していない場合には⑨と同額、居住建物の一部を賃貸の用に供している場合には、同通達93の定めを適用して評価した価額) となります。
- 3 ②「建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、 配偶者居住権が設定されておらず、かつ、建物全てが自用であるとした場合において、土地を単独所有しているとしたときの土 地の時価です。したがって、当該土地については、財産評価基本通達第2章((土地及び土地の上に存する権利))の定めに基づき 評価しますが、同通達26((貸家建付地の評価))、26-2((区分地上権等の目的となっている貸家建付地の評価))、28((貸家建付 借地権等の評価))、30((転借権の評価))ただし書及び87-7((占用の許可に基づき所有する家屋を貸家とした場合の占用権の評 価))(以下「貸家建付地の評価等」といいます。)の定めは適用しません(「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」等 で計算してください。)。
- 4 ⑬「共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、土地 を単独所有しているとした場合の土地の時価です。したがって、当該土地については、財産評価基本通達第2章((土地及び土地 の上に存する権利))の定めに基づき評価しますので、被相続人の持分を乗ずる前の相続税評価額(居住建物の一部を賃貸の用に 供していない場合には⑫と同額、居住建物の一部を賃貸の用に供している場合には、貸家建付地の評価等の定めを適用して評価 した価額)となります(「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」等で計算してください。)。

《参考1》 配偶者居住権等の評価で用いる建物の構造別の耐用年数(「居住建物の内容」の③)

構造	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	71
れんが造、石造又はブロック造	57
金属造(骨格材の肉厚 4 mm超)	51
金属造(骨格材の肉厚3㎜超~4㎜以下)	41

構造	耐用年数
金属造(骨格材の肉厚3㎜以下)	29
木造又は合成樹脂造	33
木骨モルタル造	30

《参考2》第22回生命表(完全生命表)に基づく平均余命(「配偶者居住権の存続年数等」の®) ※平成29年3月1日公表(厚生労働省)

満年齢	平均余命					
個十野	男	女				
16	_	71				
17	_	70				
18	63	69				
19	62	68				
20	61	67				
21	60	66				
22	59	65				
23	58	64				
24	57	63				
25	56	62				
26	55	61				
27	54	60				
28	53	59				
29	52	58				
30	51	57				
31	50	56				
32	49	55				
33	49	55				
34	48	54				
35	47	53				

満年齢	平均	余命
何十四	男	女
36	46	52
37	45	51
38	44	50
39	43	49
40	42	48
41	41	47
42	40	46
43	39	45
44	38	44
45	37	43
46	36	42
47	35	41
48	34	40
49	33	39
50	32	38
51	31	37
52	31	36
53	30	35
54	29	34
55	28	33

満年齢		余命	満年齢		平均余命		
個十四	男	女	和一一图1	男 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	女		満
56	27	32	76	11	15		
57	26	32	77	11	14		
58	25	31	78	10	13		
59	24	30	79	9	12		
60	24	29	80	9	12]
61	23	28	81	8	11]
62	22	27	82	8	10]
63	21	26	83	7	10]
64	20	25	84	7	9]
65	19	24	85	6	8]
66	19	23	86	6	8]
67	18	22	87	5	7]
68	17	22	88	5	7]
69	16	21	89	5	6]
70	16	20	90	4	6]
71	15	19	91	4	5		1
72	14	18	92	4	5		1
73	13	17	93	3	4		1
74	13	16	94	3	4]
75	12	16	95	3	4		

満年齢	P 1 50 37 HI							
何十四	男	女						
76	11	15						
77	11	14						
78	10	13						
79	9	12						
80	9	12						
81	8	11						
82	8	10						
83	8 7 7 6	10						
84	7	9						
85	6	8						
86	6 5	8						
87	5	7						
88	5	7						
89	5 5	6						
90	4	6						
91	4	5						
92	4	5						
93	3	4						
94	3	4						
95	3	4						

満年齢	平均	未叩
伸牛腳	男	女
96	3	3
97	3	3
98	2	3
99	2	3
100	2	3
101	2	2
102	2	2
103	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2
104	2	2
105	2	2
106	2	2
107	1	2
108	1	1 1
109	1	
110	1	1
111	1	1
112	1	1
113	_	1
114	_	1
115	_	1

《参考3》 複利現価表(法定利率3%)(「配偶者居住権の存続年数等」の⑧)

存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率								
1	0.971	11	0.722	21	0.538	31	0.400	41	0.298	51	0.221	61	0.165
2	0.943	12	0.701	22	0.522	32	0.388	42	0.289	52	0.215	62	0.160
3	0.915	13	0.681	23	0.507	33	0.377	43	0.281	53	0.209	63	0.155
4	0.888	14	0.661	24	0.492	34	0.366	44	0.272	54	0.203	64	0.151
5	0.863	15	0.642	25	0.478	35	0.355	45	0.264	55	0.197	65	0.146
6	0.837	16	0.623	26	0.464	36	0.345	46	0. 257	56	0.191	66	0.142
7	0.813	17	0.605	27	0.450	37	0.335	47	0.249	57	0.185	67	0.138
8	0.789	18	0.587	28	0.437	38	0.325	48	0.242	58	0.180	68	0.134
9	0.766	19	0.570	29	0.424	39	0.316	49	0. 235	59	0.175	69	0.130
10	0.744	20	0.554	30	0.412	40	0.307	50	0. 228	60	0.170	70	0.126